

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

1月20日(木)

第36回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
直近1週間の新規感染者3,210名、前日時点の最大確保病床使用率33.0%

「まん延防止等重点措置」について、県内全域を重点措置区域とし、対策を強化

○新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

- ・原則として分散登校、学校の実情に応じて時短、時差登校等の実施(特別支援学校は、原則通常登校)
- ・文科省衛生管理マニュアルの最高レベル(レベル3)の感染症対策を前倒して実施
- ・部活動は練習試合等の対外活動禁止。公式大会は県外を含め参加可(発熱等の風邪症状等がある生徒の参加は禁止)。

○入学者選抜：万全な感染症対策を講じた上で予定通り実施

1月25日(火)

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立高等学校及び県立中学校卒業式の対応について(通知)

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立特別支援学校卒業式の対応について(通知)

- ・在校生は原則不参加、来賓及び教育委員会関係者は出席なし
- ・7日前からの検温等の健康観察、マスク着用、常時換気などの感染予防対策
- ・病院併設の特別支援学校にあっては、式挙行の可否を含め、関係医師と十分に協議を行う。

1月27日(木)

知事臨時記者会見

県リスクレベルをレベル3に引き上げ(直近1週間の新規感染者5,240名、前日時点の最大確保病床使用率49.5%)

○部活動における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

- ・部活動は令和4年2月13日まで原則中止
- ・公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の活動可能

2月4日(金)

知事定例記者会見

前日時点の最大確保病床使用率65%、入院体制を病床確保計画上の最終フェーズとなる「超緊急時」の体制に移行

文科省が、事務連絡「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を发出

2月8日(火)

○オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

- ・文科省事務連絡の事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策を強化・徹底

「まん延防止等重点措置」の適用延長を国に要請

2月10日(木)

知事臨時記者会見

直近1週間の新規感染者5,778名、前日時点の最大確保病床使用率63.2%

「まん延防止等重点措置」の期間延長決定の場合、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、現在の対策を継続

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用延長が決定(令和4年1月21日(金)から令和4年3月6日(日)まで)

○新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

- ・1月20日付け通知及び1月27日付け通知の対策期間を3月6日までとする。
- ・教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

3月3日(木)

「まん延防止等重点措置」の適用延長を国に要請

知事臨時記者会見で国への延長要請を表明

3月4日(金)

知事臨時記者会見

直近1週間の新規感染者4,070名、前日時点の最大確保病床使用率45.7%

「まん延防止等重点措置」の期間延長決定の場合、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、基本的に現在の対策を継続

小学校の教職員等に対する集中的検査を実施、濃厚接触者になった場合に早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用延長が決定(令和4年1月21日(金)から令和4年3月21日(月)まで)

○新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

- ・地域や学校の感染状況に応じて分散、時短、時差登校等の実施
- ・感染リスクの高い活動の自粛の再徹底
- ・部活動は練習試合等の対外活動の制限

教体第1273号
令和4年(2022年)2月8日

各県立学校長 様

教 育 長

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

つきましては、現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい本事務連絡の事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底を願います。

【問合せ先】

○基本的な感染症対策の強化・徹底について

体育保健課 杉原、種子永

096-333-2712

○具体的な活動場面ごとの感染症対策について

高校教育課 石村、米村、大塚、新生

096-333-2685

特別支援教育課 前川、竹永

096-333-2683

体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2712

文化課 後藤、村上

096-333-2704

○教職員による抗原簡易キットの活用について学
校人事課 横川、上村

096-333-2694

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等に
ついて

特別支援教育課 前川、竹永

096-333-2683

○分散登校・オンライン学習等の実施について

高校教育課 石村、大塚

096-333-2685

特別支援教育課 前川、竹永

096-333-2683

教体第1273号

令和4年(2022年)2月8日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

熊本県教育長

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

つきましては、現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい本事務連絡の事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をいただくよう、貴管下の学校に周知をお願いします。

【問合せ先】

○基本的な感染症対策の強化・徹底について

体育保健課 杉原、種子永

096-333-2712

○具体的な活動場面ごとの感染対策について

義務教育課 藤岡、塩村、平野、小原

096-333-2688、2689

体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2712

○教職員による抗原簡易キットの活用について

学校人事課 平井、池田

096-333-2695

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等
について

特別支援教育課 前川、竹永

096-333-2683

○幼稚園における感染対策について

義務教育課 塩村、小原

096-333-2689

○分散登校・オンライン学習等の実施について

義務教育課 藤岡、平野

096-333-2688

オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年2月4日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等を基に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところです。

このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等を下記のとおりまとめました。各学校及び設置者におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

受付

-4.2-7

体育保健課

1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

(1) 日々の健康観察の徹底

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

(2) 換気の徹底

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられること（学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている）。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること（不織布マスクを推奨）。なお、幼児のマスク着用については、「5. 幼稚園における感染症対策」を参照すること。

(3) 給食時の感染対策の徹底

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3. の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

2. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

各学校及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4. に示された行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じた学校教育活動を行っていただいているところであるが、例えば、当該行動基準においては、レベル3の地域のみならず、感染拡大局面にあるレベル2の地域においては、感染リスクの高い活動を停止すること

されている。このような記載も踏まえ、オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、以下に記載する（１）及び（２）に示す内容については、特に感染リスクが高い教育活動であるため、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的には実施を控える、又は、感染が拡大していない地域においては慎重に実施を検討すること。なお、その他の感染リスクの高い活動についても、同様の考え方により対応することとし、それぞれの対策に取り組む際の具体的な留意事項については、衛生管理マニュアルを参照すること。

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないこと。

（１）各教科等

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的に同様の対応とすること。

（２）部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼吸を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、

顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

3. 教職員による抗原簡易キットの活用

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されている。このため、感染者の早期発見を通じた学校における感染拡大防止策として、学校が保有する抗原簡易キットを教職員が一定数持ち帰り、発熱等の症状がある場合に、自宅等で必要に応じて利用することは差し支えないこと（※1）。

また、地方自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合において、当該検査に利用する抗原簡易キットについては、学校等の事業者が医薬品卸売販売業者から入手し、教職員に利用することができることとされていること（※2）。

このほか、抗原簡易キットの購入費用については、令和3年度補正予算で措置された「学校等における感染症対策等支援事業」の補助対象となること。

（※1）「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて（令和4年1月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症等感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884127.pdf>

（※2）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について（令和4年1月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙参照。

https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること（衛生管理マニュアル第2章の4.を参照）。

5. 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策の一層の徹底を図ること。その際、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、幼稚園や幼児特有の事情を考慮した感染症対策に万全を期すこと。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集 (令和2年9月7日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt_youji-000005336_01.pdf

6. 分散登校・オンライン学習等の実施

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和4年2月2日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」を踏まえ、適切な対応を行うこと。

その際、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方自治体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められること。

なお、学校の臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて、学校設置者が、学校の状況を見て機動的に判断するものであるが、学校で感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があること。

【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021.11.22 Ver.7 ※2021.12.10 一部修正)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 各教科等の指導に関すること
・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

教高第1688号
教特第549号
教体第1279号
教文第2500号
教人第1650号

令和4年(2022年)2月10日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和4年(2022年)3月6日(日)まで延長されることになりました。

県立学校においても、児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

つきましては、令和4年(2022年)1月20日付け教高第1564号 教特第497号 教体第1198号 教文第2356号及び令和4年(2022年)1月27日付け教体第1232号 教文第2413号で通知した対策の期間を令和4年(2022年)3月6日(日)までとします。

なお、部活動及び教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種については、下記のとおりとします。

各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、家庭と感染拡大への最大の危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期していただきますようお願いいたします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 部活動について

(1) 全体を通じた留意事項

部活動は、令和4年(2022年)3月6日(日)まで原則中止とする。

ただし、今後、公式大会を控えている場合は「(2) 公式大会前の活動」のとおりとする。その場合の活動については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一部修正」に示された範囲での活動とし、特に次のア～エのオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえた感染症対策を徹底すること。

【特に徹底が必要な感染症対策等】

ア 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動を控える。

イ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動を控える。

ウ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底する。

エ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等(観客を集めて行う演奏会等を含む。)を控える。(公式大会前の練習試合等については、(2)イを参照)

(2) 公式大会前の活動

公式大会に参加する部活動に限り、次のア、イを含み、原則大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。

その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することがないように配慮すること。

ア 練習について

競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間(大会前4週間を限度とする)が必要な場合は、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

なお、文化部活動において、大会前に審査対象となる作品や成果物等の提出が求められる場合は、当該締切日の2週間前を活動開始日とすることができる。

イ 練習試合等について

運動部活動において、競技の特性上、事故やけが防止等の観点から、大会2週間前から練習試合等(他校との交流活動を含む。(県内に限る))が必要な場合は、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

文化部活動において、他校との合同チームで大会に出場を予定し、大会2週間前から合同練習を必要とする場合も、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

2 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704
- 教職員に関すること
学校人事課 横川、上村
096-333-2694

＜本通知のポイント＞

「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和4年（2022年）1月20日付け教義第1005号、教特第497号、教体第1198号による対応を、令和4年3月6日（日）まで延長することについてお知らせします。

教義第1067号

教特第549号

教体第1279号

教人第1670号

令和4年（2022年）2月10日

市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和4年（2022年）3月6日（日）まで延長されることになりました。

県内の学校においても、児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和4年（2022年）1月20日付け教義第1005号 教特第497号 教体第1198号 教文第2356号及び令和4年（2022年）1月27日付け教体第1232号 教義第1025号で通知した対策の期間を令和4年（2022年）3月6日（日）まで延長することとします。

なお、部活動及び教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、下記のとおりとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

また、各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、家庭と感染拡大への最大の危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期すよう指導をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 部活動について

(1) 全体を通じた留意事項

部活動は、令和4年（2022年）3月6日（日）まで原則中止とする。

ただし、今後、公式大会を控えている場合は「(2) 公式大会前の活動」のとおりとする。その場合の活動については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver. 7）2021.12.10一部修正」に示された範囲での活動とし、特に次のア～エのオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえた感染症対策を徹底すること。

【特に徹底が必要な感染症対策等】

ア 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動を控える。

イ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動を控える。

ウ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底する。

エ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等（観客を集めて行う演奏会等を含む。）を控える。（公式大会前の練習試合等については、（２）イを参照）

（２）公式大会前の活動

公式大会に参加する部活動に限り、次のア、イを含み、原則大会２週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。

その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することがないように配慮すること。

ア 練習について

競技の特性上、事故及びけがが防止の観点から、公式大会前に２週間以上の練習期間（大会前４週間を限度とする）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限る、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

イ 練習試合等について

競技の特性上、事故やけがが防止等の観点から、大会２週間前から練習試合等（他校との交流活動を含む。（県内に限る））が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限る、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

２ 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する職員が早期に接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695

教高第1821号
教特第611号
教体第1403号
教文第2683号
教人第1771号

令和4年(2022年)3月4日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、令和4年(2022年)3月21日(月)まで延長されることになりました。

つきましては、令和4年(2022年)2月10日付け教高第1688号 教特第549号 教体第1279号 教文第2500号 教人第1650号で通知した対策の期間を令和4年(2022年)3月21日(月)までとします。

なお、学校生活等における対応については下記のとおりとします。

各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期していただきますようお願いいたします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一部修正」のレベル3及び令和4年(2022年)2月8日付け教体第1273号「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引き続き感染防止に万全を期すこと。
- 2 地域や学校の感染状況に応じて、分散登校、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施すること。なお、臨時休業、分散登校実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準(県リスクレベルがレベル2以上)により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保す

るとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のSHR、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年(2020年)11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(衛生管理マニュアルP50~P52参照)は控えること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(衛生管理マニュアルより抜粋)】(「★」はこの中でも特にリスクの高いもの)

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

- 10 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

- 11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)

- 1 2 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 1 3 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同志の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 1 4 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 1 5 寮（寄宿舎）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
- (1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
- (2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 1 6 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。
- 1 7 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 1 8 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。
- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に

判断すること。

- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後10日間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

19 部活動は、以下の活動制限のもとに、令和4年(2022年)3月7日(月)から実施できることとする。

(1) 校内での活動について

各学校においては、オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、以下の活動については、特にリスクが高いため控えること。ただし、大会を間近に控えている場合は、慎重に検討した上で実施すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合等

また、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

(2) 対外活動の可否について

ア 練習試合等(他校との交流活動を含む。)は、基本的に控えること。ただし、公式大会出場の4週間前から限り県内のみ実施できることとする。また、県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止する。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 大会は、県内外における公式大会に限り参加可とする。

エ 合宿は、引き続き当面禁止する。

オ 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(3) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。(運動部のみ)

(エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

(オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

21 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704
- 教職員に関すること
学校人事課 横川、上村
096-333-2694

＜本通知のポイント＞

「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和4年（2022年）2月10日付け教義第1067号、教特第549号、教体第1279号、教人第1670号による対応を、令和4年3月21日（月）まで延長することについてお知らせします。

教義第1138号

教特第611号

教体第1403号

教人第1774号

令和4年（2022年）3月4日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、令和4年（2022年）3月21日（月）まで延長されることになりました。

県内の学校においても、児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和4年（2022年）2月10日付け教義第1067号 教特第549号 教体第1279号 教人第1670号で通知した対策の期間を、令和4年（2022年）3月21日（月）まで延長することとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

なお、各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期すとともに、学校生活等について下記のとおり対応するよう併せて指導をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 令和3年（2021年）12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver. 7）2021.12.10一部修正」のレベル3及び令和4年（2022年）2月8日付け教体第1273号「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引き続き感染防止に万全を期すこと。

2 分散登校、時差登校、時間短縮等及び学びの保障に関する対応については、期間内において、次の(1)及び(2)のとおりとすること。

(1) 地域の感染状況や学校、家庭、地域の実情に応じて、分散登校、時差登校、時間短縮等について適切に対応すること。ただし、進路決定や卒業、進級に関わる指導及び定期考査等を実施する場合は、この限りではない。

併せて、分散登校等を実施する場合は、進路決定や卒業、進級に向けた大切な時期であることから、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性をもった家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学習などの工夫を講じ、学びの保障に努めること。

(2) 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことや1人1台端末等を活用した学習支援を行うなど適切に対応すること。

3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）は控えること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年(2021年)5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)

11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。

12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同志の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

14 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

(1) 寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確認に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

(2) 寮生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。

(3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間

内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。

1.6 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

1.7 進学・就職に係る受験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後10日間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

1.8 部活動は、以下の活動制限のもとに、令和4年(2022年)3月7日(月)から実施できることとする。

(1) 校内での活動について

各学校においては、オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、以下の活動については、特にリスクが高いため控えること。ただし、大会を間近に控えている場合は、慎重に検討した上で実施すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合等

また、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

(2) 対外活動の可否について

ア 練習試合等(他校との交流活動を含む)は、基本的に控えること。ただし、公式大会出場の4週間前からに限り、県内において県内の学校とのみ実施できることとする。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 大会は、県内外における公式大会に限り参加可とする。

エ 熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(3) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
- (ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
- (エ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

- (ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- (ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
- (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

- (ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実にを行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

19 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

20 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695

